

令和5年度鹿児島県喀痰吸引等研修事業第三号研修（特定の者対象）開催要項（案）

1 目的

介護職員等による喀痰吸引等がより安全に提供されるため、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2 実施主体 鹿児島県

3 実施方法

本事業は、別に定める機関（以下「実施機関」という。）に委託して実施するものとする。

4 研修内容及び日程等

(1) 研修の種別

- ① 基本研修
- ② 実地研修

(2) カリキュラム

別表1及び別表2のとおり

(3) 日程等

- ① 基本研修
年間で3回実施（うち1回は奄美市で実施する）
- ② 実地研修
日時：受講者・利用者・指導看護師との調整のもと随時実施
場所：利用者のいる居宅等
講師：指導看護師

(4) 定員（基本研修）

1回あたり50名程度とする。

5 受講対象者

本研修は、「基本研修」、「実地研修」ごとに、受講者の募集を行うものとする。各研修の受講対象者は次のとおりとする。

(1) 基本研修

鹿児島県内における指定居宅介護事業所等に就労している介護職員等（介護福祉士を含む。）及び教員、保育士等（以下「介護職員等」という。）のうち、以下の条件を全て満たす者

- ① 基本研修の全課程に出席できること。
- ② 基本研修の終了後に実施する筆記試験（所要時間30分）を受けられること。
筆記試験は、総得点の9割以上が合格であり、不合格者は、実地研修を受講できない。なお、不合格者には、追加講義及び追加筆記試験を受ける機会を設けるものとする。

※ 受講申込者多数の場合は、実地研修の受講予定がある者を優先します。

(2) 実地研修

基本研修を修了した介護職員等のうち、それぞれ以下の条件を全て満たす者

- ① 受講を希望する介護職員等が勤務する事業所等のサービス対象者として、利用者が現にいること。
- ② 利用者に対して、医師の指示書（実地指導において介護職員等による喀痰吸引等が可能かどうかについての医師の文書による指示）があること。
- ③ 利用者又は利用者の家族から、研修受講にあたっての同意書の提出があること。

(3) 受講者数の制限

- ① 1人の利用者に対する1事業所からの実地研修の受講申込者数は、原則として、4人までとする。
- ② 利用者の特定行為の変更に伴う1事業所からの受講申込者数についても、同様とする。
- ③ 介護職員等の退職等に伴う1事業所からの受講申込者数については、利用者1人当たりの介護職員等の数が4人に不足する場合、不足する人数の受講を認める（退職等によっても、4人を超過している場合は、原則として受講を認めない。）。
- ④ 1人の利用者に対して、4人を超えて受講する必要がある事業所は、別添「理由書」を作成し、鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課と協議すること。

6 受講費用

(1) 基本研修

- ・受講費用負担金 2,000円（予定）

(2) 実地研修

- ・実地研修にかかる損害保険料 2,000円（予定）
※ 事業所で損害保険に加入している場合は、実施機関の判断で不要とすることもある。
- ・実地研修の指導看護師及び研修日等は原則として、研修申込事業者が利用者の訪問看護師等と調整すること。

7 その他

研修の区分に応じて、次の証明書を発行する。

(1) 基本研修

基本研修のみ修了した場合、基本研修修了確認証（仮称）を発行する。

(2) 実地研修

研修修了証明書を発行する。

研修カリキュラム

	科目	中項目	時間数
1 日 目	I 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	【講義 1】 1. 障害者総合支援法と関係法規 2. 利用可能な制度 3. 重度障害児・者等の地域生活 等	2
	II 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	【講義 2 a】 1. 呼吸について 2. 呼吸異常時の症状, 緊急時対応 3. 人工呼吸器について 4. 人工呼吸器に係る緊急時対応 5. 喀痰吸引概説 6. 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 7. 喀痰吸引のリスク, 中止要件, 緊急時対応 8. 喀痰吸引の手順, 留意点 等	3
2 日 目		III 喀痰吸引等に関する演習	【講義 2 b】 1. 健康状態の把握 2. 食と排泄 (消化) について 3. 経管栄養概説 4. 胃ろう (腸ろう) と経鼻経管栄養 5. 経管栄養のリスク, 中止要件, 緊急時対応 6. 経管栄養の手順, 留意点 等
	【実習】 1. 喀痰吸引 (口腔内) 2. 喀痰吸引 (鼻腔内) 3. 喀痰吸引 (気管カニューレ内部) 4. 経管栄養 (胃ろう・腸ろう) 5. 経管栄養 (経鼻)		2
	IV 筆記試験	出題数 20問 (四肢択一)	30分

実地研修の内容及び回数

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価（所定の判断基準）により，問題ないと判断されるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	